

教員の働き方改革の現状と 今後の方向性について

<令和元年6月総合教育会議での提案に至るまで>

○平成29年度

校務支援システムの導入
中学校部活動朝練の禁止

○平成30年度

メッセージ付き電話の導入
学校閉庁日(3日)の設定



教員の働き方改革に関する市の施策の効果と
教員の勤務実態を明らかにするために提案

令和元年6月時における課題への取り組みと その後の行政における教員の働き方改革の施策について

<1 令和元年6月時における課題>

- (1) 小学校運動部活動の大会廃止に伴う放課後の部活動の廃止
 - ・教育課程の習得が不十分な児童への支援等の時間の確保
(学習、運動への補充学習等)
- (2) 勤務時間の上限に関する方針案の策定
 - ・働き方改革に関する中教審の答申を受けて、各自治体において規則等で勤務時間の上限を定めることを検討
- (3) スマートフォン等を用いた保護者連絡
(欠席連絡、アンケート調査等)の実施
- (4) 校務用パソコンを活用した出退勤管理
 - ・パソコン電源のオン・オフで出退勤を管理
- (5) 支援員の増員等、学校のサポート体制の充実
- (6) 学校徴収金等の会計業務からの解放

令和元年度時の課題に対する取り組みと現状は以下のとおりである。

- (1) 小学校運動部活動の大会廃止に伴う放課後の部活動の廃止
・教育課程の習得が不十分な児童への支援等の時間の確保
(学習、運動への補充学習等)




○小学校部活動がなくなった時間を教材研究、個別の要支援児童、家庭への対応をする時間を確保することができるようになった。

○子どもたちは、放課後の時間を自分の選択によって、活用できる時間が確保されるようになった。

・学習に関する習い事 ・地域スポーツクラブ ・のびるんdeスクール など


(2)勤務時間の上限に関する方針案の策定

- ・働き方改革に関する中教審の答申を受けて、各自治体において規則等で勤務時間の上限を定めることを検討


 ○文科省が令和元年10月、給特法一部改正により、教職員の業務量の適切な管理を図るために、業務を行う時間の上限時間を以下のようにするという指針を提示

「時間外勤務時間月45時間以下、年間360時間以内」

本市においても、この指針に従い、各学校へ働きかけを進めている。

 ★令和2年度から、在校時間調査として、時間外労働時間月45時間を基準とする在校時間調査を行っている。

(3)スマートフォン等を用いた保護者連絡 (欠席連絡、アンケート調査等)の実施




○全校において、メール配信による情報提供ができる環境は構築できている。

○令和4年10月からは市内統一アプリ「学びポケット」を活用することで、欠席連絡など、双方向でのやり取りを可能とする環境整備を行った。


○学校独自にアプリを活用し、保護者と連携を図っている学校もある。

(4)校務用パソコンを活用した出退勤管理

- ・パソコン電源のオン・オフで出退勤を管理

 ○市教委より、勤務時間の客観的な管理として、校務支援システムのログイン、ログオフにより、実態を把握することを通知し、学校では実施済み。

○出退勤を顔認証システムによって、客観的に把握している学校もある。

 ★校務支援システムでの出退勤管理は、出勤後、すぐに自身のPCにログインをしなければならないという手間がある。

(5) 支援員の増員等、学校のサポート体制の充実



○新入学児童対応等支援員、発達障害児童対応支援員の予算増には至っていないが、支援員の配置時間を工夫し、できるだけ多くの支援員を任用し、多くの学校に配置することをしてきている。

○新規の支援員として、R4年度から「特別支援教育支援員5名」の配置をした。



★支援員の配置により、より質の高い教育を提供することができるようになった。

★教員にとっては、支援員の配置により、精神的負担が軽減した。



○教員の事務仕事を直接的に手助けすることのできる「教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)」などの導入は検討しているが、実現には至っていない。

(6) 学校徴収金等の会計業務からの解放



○市教委としても、徴収金や給食費の会計システムを導入したいところではあるが、システム開発にかかるコストは高く、実行できる段階ではなく、すべての徴収金教務を教職員が担っている。



★学校現場からの学校徴収金関係業務に対する負担の声は多く届いている。

★文科省の認識においても、学校徴収金業務は「学校以外が担うべき業務」と区分されている。

評価

令和元年6月時における課題に対する取り組みと評価



(1) 小学校運動部活動の大会廃止に伴う放課後の部活動の廃止
・教育課程の習得が不十分な児童への支援等の時間の確保
(学習、運動への補充学習等)



(2) 勤務時間の上限に関する方針案の策定
・働き方改革に関する中教審の答申を受けて、各自治体において規則等で勤務時間の上限を定めることを検討



(3) スマートフォン等を用いた保護者連絡（欠席連絡、アンケート調査等）の実施



(4) 校務用パソコンを活用した出退勤管理
・パソコン電源のオン・オフで出退勤を管理



(5) 支援員の増員等、学校のサポート体制の充実



(6) 学校徴収金等の会計業務からの解放

★(5)(6)については、継続して改善に努めていく必要がある。

<2 その後の教員の働き方改革おける施策について>

○令和2年度

- (1) 通知表の簡素化(3学期のみ所見を記載)
- (2) 学校閉庁日を3日から5日
- (3) 児童生徒一人一台端末の完全整備

○令和3年度

- (1) 小学校部活動完全廃止
- (2) Web会議、研修の導入開始

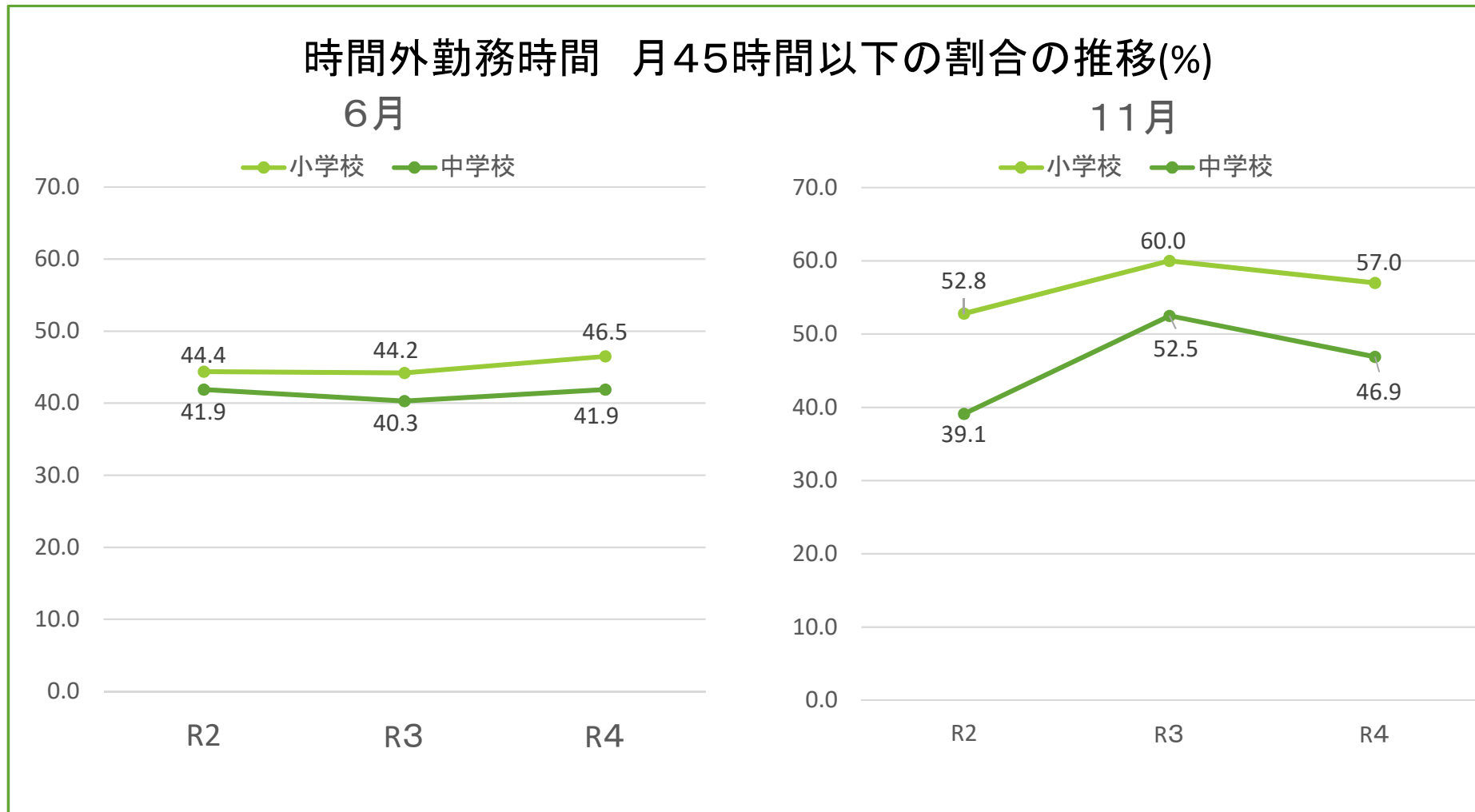
○令和4年度

- (1) 中学校部活動手引きの大幅改定
 - ・平日の休養日 1日→2日
 - ・平日の最大活動時間 120分→90分
 - ・土曜日の活動回数 制限なし→2回まで
- (2) 特別支援教育支援員の新規配置(5人)
- (3) GIGAサポートセンターの設置とICT支援員(2名)の配置
- (4) 各種研修の見直し(基本研修は7減)

<3 本市における教職員の勤務実態>

○勤務時間の上限内で勤務できている割合

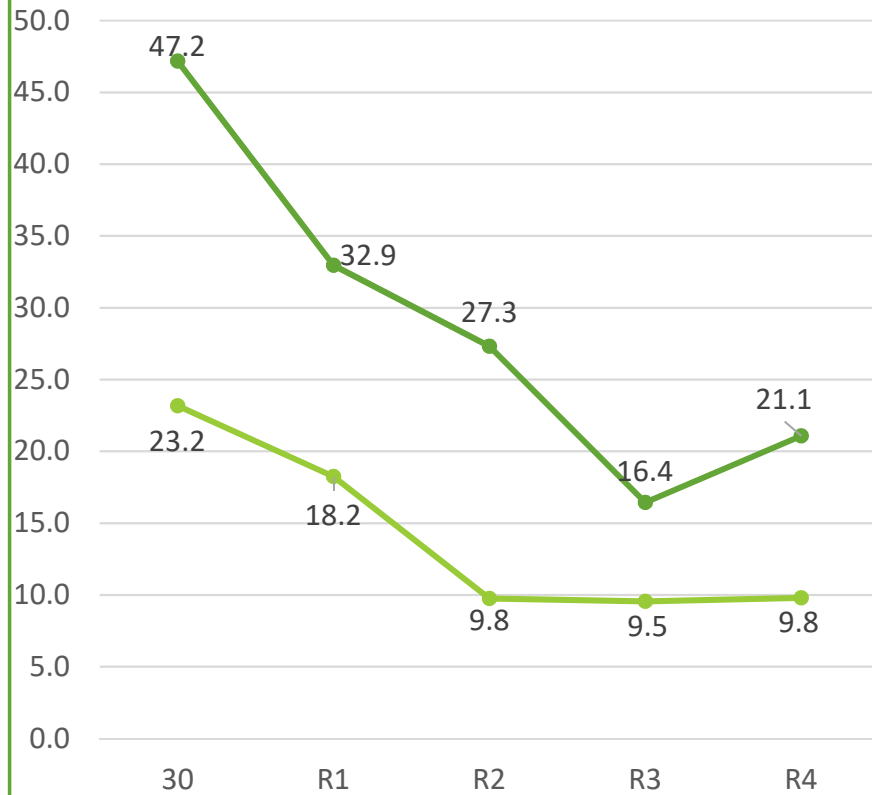
「時間外勤務時間月45時間以下、年間360時間以内」



時間外勤務時間 月80時間超の割合の推移(%)

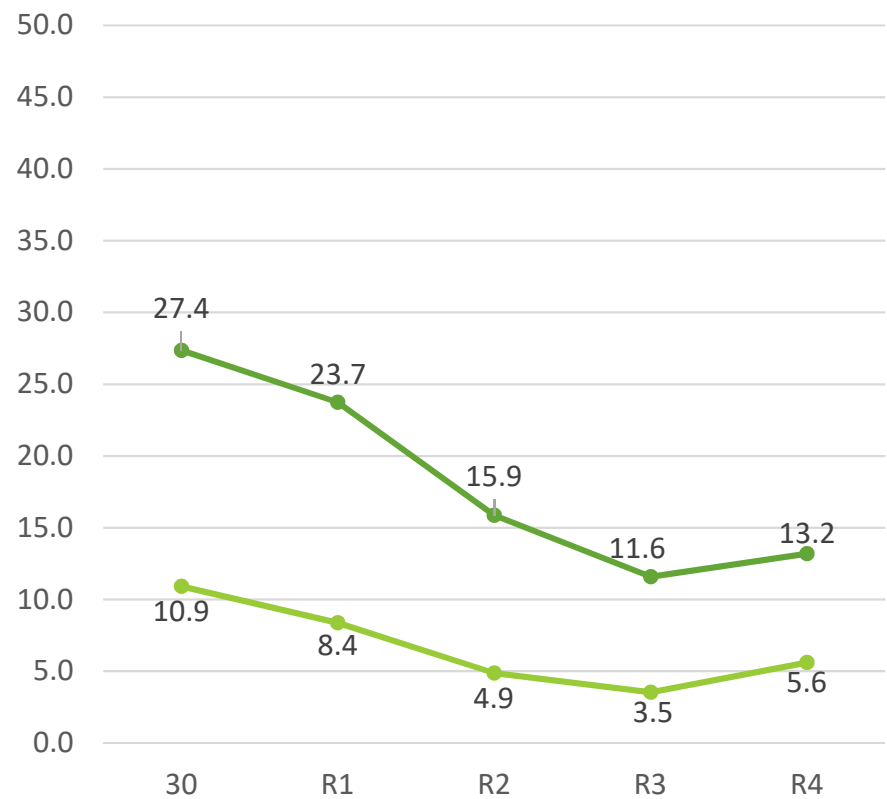
6月

● 小学校 ● 中学校



11月

● 小学校 ● 中学校



<4 教員の働き方改革における今後の課題>


(1) 施策として、実現できていない以下事項への取り組みの強化

評価	令和元年 6月時における課題に対する取り組みと評価
△	(5) 支援員の増員等、学校のサポート体制の充実
×	(6) 学校徴収金等の会計業務からの解放

→ ○教員業務支援員を配置の検討を進めていく。

○教員業務支援員が配置されれば、学校徴収金等の会計業務の一部を、支援員が請け負うことができ、教員の会計業務の軽減を図ることができる。

教員業務支援員配置による学校徴収金業務の軽減の効果

現状の 会計業務		①物品購入業務	②集金業務 (システム関係)	③集金業務	④支払業務	⑤その他
すべての 会計業務 教職員負担		①購入伺いの作成 ②注文 ③納入物品の検品 ④納品書の管理 ⑤納入物品の仕分け	①集金案内の作成 ②個人別集金額一覧表 の作成 ③集金案内の印刷と配布 仕分け ④全学年の集金データ 集約 ⑤銀行へ集金データの 提出	①各学年通帳に集金額 を 振分け ②振替不能者に振替不 能通知書の作成 ③現金集金者への領収 書作成 ④現金集金を学年通帳 へ入金	①支出承認書の作成 ②業者支払い ・業者へ振り込み ・業者へ現金支払 い ③領収書の管理 ④出納簿の作成	○新学年名簿の更新 ○年間執行計画の作成 ○預金通帳と出納簿の 照合 ○納品書及び領収書等 の書類整理 ○返金業務(銀行への 払い出し・返金仕分 け) ○会計報告
						
役割 分担	教職員	①購入伺いの作成 ②注文 ④納品書の管理	①集金案内の作成 ②個人別集金額一覧表の作成 ④全学年の集金データ集約	①各学年通帳に集金額 を振分け ②振替不能者に振替不 能通知書の作成 ③現金集金者への領収 書作成	①支出承認書の作成 ③領収書の管理 ④出納簿の作成	○新学年名簿の更新 ○年間執行計画の作成 ○会計報告
	支援員	③納入物品の検品 ⑤納入物品の仕分 け	③集金案内の印刷と配布 仕分け ⑤銀行へ集金データの 提出	④現金集金を学年通帳 へ入金	②業者支払い ・業者へ振り込み ・業者へ現金支払 い	○預金通帳と出納簿の 照合 ○納品書及び領収書等 の書類整理 ○返金業務(銀行への 払い出し・返金仕分け)

(2) 持続可能な中学校部活動の望ましいあり方と地域移行への検討

令和4年12月策定(スポーツ庁、文化庁)

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する

総合的なガイドライン」より

○少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しく、学校や地域によっては存続が厳しい状況

○専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しい状況」



生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、持続可能な学校部活動の在り方を考え、地域移行を図る必要性がある。

<部活動運営の工夫>

- 活動時間、活動日数の
さらなる見直し
- 大会参加数の制限
- 各学校における
部活動数の適正化
- 新たなジャンルの部活動を創設
(※レクリエーション部、フィットネス部、
サイエンス部、クッキング部 など)

<地域移行に向けて>

- 各競技団体、連盟との連携・協力
(指導者の確保や派遣、受け皿の整備)
- 生徒、保護者、地域への周知
- 学校施設開放の規制緩和

当面の間は、部活動と地域クラブが併存

地域移行が可能な競技団体、連盟から移行を実行する

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」
という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図る。

(3) 各方面への働きかけ

○個人としてできる働き方改革、学校としてできる働き方改革への意識高揚を働きかける。

○国や県に対して、教職員定数の増員など、人的措置を働きかける。

○教員の働き方改革への理解を得られるよう、地域社会、保護者に働きかける。

<働き方改革に対する現場の声>

○どの現場も教員が不足していて、休むのが申し訳ない。安心して休めない。不安な気持ちを少しでも軽減できるような働き方改革を期待している。

○早く退勤しようと、寸暇を惜しんで教材研究、学事事務などを行っているが、絶対的な仕事量がありすぎて、毎日、疲弊している。マンパワーが足りない。

○働き方改革について、学校独自では保護者や地域の協力を得ることが難しい。行政側がもっと社会や世論に呼びかけ、理解を得られるようにしてもらいたい。